

森林法施行規則第34条の森林経営計画書の様式

(单独)

〔 自 令和 7 年 3 月 1 日
至 令和 12 年 2 月 28 日 〕

[illegible]

(単位:ha)

計画対象森林の所在等				計画対象森林面積	
所在		林班面積	左のうち 市町村指定面積		うち人工林
南箕輪村	5～8林班			101.05	80.25
	林班				

(变更前)

他の森林経営計画の対象森林との重複状況		
認定権者	認定番号	計画対象森林面積
計		0.00

(記載注意事項)

1. 表題の次の括弧については、林班計画、区域計画又は属人計画の計画の種類別の、及び単独又は共同による認定請求者の別について記載する。
2. 変更の場合にあっては、表題の次に（変更）と、当該森林経営の計画期間の下に（変更後の森林経営計画に従って施業及び保護を開始しようとする日、○年○月○日）と記載するものとし、以下の表の記載は、変更に係る部分について、変更前の計画にあっては黒書きとし、変更後の計画にあっては赤書きとする。
3. 災害その他やむを得ない理由により森林経営計画において定められている施業及び保護ができなかった場合又は当該森林経営計画において定められていない施業及び保護を行った場合にあっては、その事実の発生後の変更においてその事実を以下の表に記載する際には括弧を付して赤書きとする。
4. 「計画対象森林の所在等」の「所在」には、林班計画においては計画対象森林を含む市町村名及び林班番号、区域計画においては計画対象森林を含む市町村名及び一体整備相当区域名、属人計画においては対象森林を含む市町村名を記載する。
「計画対象森林の所在等」の「面積」には、林班計画に限って小流域（林班又は隣接する複数林班）の合計面積を記載し、当該面積の内数として令第3条第1号に定める農林水産大臣の定める告示に従い、市町村の長が認定に際して指定する合計面積（※）を括弧を付して記載する。
また、計画対象森林の面積の内数として人工林の合計面積を記載する。
※計画的な森林の施業及び保護を実施することが困難又は不適當である森林として農林水産大臣が定める基準（平成14年農林水産省告示第895号）に従い市町村の長が指定した森林の面積
5. 「他の森林経営計画の対象森林との重複状況」には、計画対象森林が他の森林経営計画の計画対象森林に含まれている場合に、当該森林経営計画の認定権者、認定番号及び計画対象森林の合計面積を記載する。なお、当該欄の記載は、他の計画事項に係る変更認定請求をする際にあわせて変更することとして差し支えない。

1 森林経営に関する長期の方針

(1) 森林の経営に関する基本方針

ア 森林の多面的機能を高度に発揮しうる森林経営

水源涵養

水源涵養機能を高めるために、適正な間伐等森林整備を行い、下層植生や樹木の根を発達させる森林施業・保護を行う。

災害防止・土壌保全

災害防止・土壌保全機能を高めるために、適正な間伐等森林整備を行い、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。なお、森林の天然力も活用した施業・保護を推進し、森林の持つ公益的機能の発揮に配慮する。

快適環境

周辺住民の快適な環境を維持する森林を保持するため、住民意向に基づく多様な施業・保護を行う。

保健・文化

保健・文化機能の機能を高めるため、住民意向に基づく多様な施業・保護を行う。

生物多様性の保全

当計画の対象森林内には、保護地域が存在しないが、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木の保残に努める。

木材生産

他の機能を損なうことなく、優良材生産のための施業と保護を行う。

(記載注意事項)

森林の経営に関する基本方針については、森林の多面的機能を高度に発揮しうる森林経営について記載する。

なお、生物多様性の保全について、公益的機能別施業森林区域の内外別に以下の項目に準拠して記載する。

① 保護地域の内外の別(必須)、遷移段階、森林の分断状況などを踏まえた保護の取組

(自然公園、自然環境保全地域、鳥獣保護区、特別母樹林、史跡名勝記念物などの保護面積及び対象森林に占める割合を記載)

※ 保護地域内の森林がない場合にあっては、天然林の保全方法など生物多様性の保全のための森林の施業及び保護の方針について記載する。

② 森林性の在来種の数、絶滅のおそれのある野生生物の種の数及びその保護の取組(任意)

イ 目標とする森林の姿とそれに向けた森林の施業及び保護

水源涵養

水源涵養機能を高めるために、適正な間伐等森林整備を行い、下層植生や樹木の根を発達させる森林施業・保護を行う。

災害防止・土壌保全

災害防止・土壌保全機能を高めるために、適正な間伐等森林整備を行い、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。なお、森林の天然力も活用した施業・保護を推進し、森林の持つ公益的機能の発揮に配慮する。

快適環境

周辺住民の快適な環境を維持する森林を保持するため、住民意向に基づく多様な施業・保護を行う。

保健・文化

保健・文化機能の機能を高めるため、住民意向に基づく多様な施業・保護を行う。

木材生産

他の機能を損なうことなく、優良材生産のための施業と保護を行う。

生物多様性の保全

(記載注意事項)

継続的に森林経営計画を立て、これに基づいて、持続的な森林整備・保全や、目指す森林の姿とそれに向けた森林施業及び保護など40年以上の期間に係る森林経営についての基本方針を記載する。※旧計画がある場合は、旧計画に記載された長期方針からの変更点について記載

(2) 公益的機能別施業森林区域の内外別の長期の伐採立木材積及び造林面積

区域	期間(年度)		伐採立木材積(m3)			造林面積(ha)		
			主伐	間伐	計	人工造林	ぼう芽・天然更新	計
公益的機能別 施業森林以外 の森林	2024 ～ 2028	令和6年 ～ 令和10年	0	279	279	0.00	0.00	0.00
	2029 ～ 2033	令和11年 ～ 令和15年			0			0.00
	2034 ～ 2038	令和16年 ～ 令和20年			0			0.00
	2039 ～ 2043	令和21年 ～ 令和25年			0			0.00
	2044 ～ 2048	令和26年 ～ 令和30年			0			0.00
	2049 ～ 2053	令和31年 ～ 令和35年			0			0.00
	2054 ～ 2058	令和36年 ～ 令和40年			0			0.00
	2059 ～ 2063	令和41年 ～ 令和45年			0			0.00
	合計		0	279	279	0.00	0.00	0.00
公益的機能別 施業森林	2024 ～ 2028	令和6年 ～ 令和10年	2,075	0	2,075	10.36	8.47	18.83
	2029 ～ 2033	令和11年 ～ 令和15年			0			0.00
	2034 ～ 2038	令和16年 ～ 令和20年			0			0.00
	2039 ～ 2043	令和21年 ～ 令和25年			0			0.00
	2044 ～ 2048	令和26年 ～ 令和30年			0			0.00
	2049 ～ 2053	令和31年 ～ 令和35年			0			0.00
	2054 ～ 2058	令和36年 ～ 令和40年			0			0.00
	2059 ～ 2063	令和41年 ～ 令和45年			0			0.00
	合計		2,075	0	2,075	10.36	8.47	18.83

(記載注意事項)

1. 伐採立木材積と造林面積について、5年(分期)ごとに区分し、40年間について記載する。
2. 材積は、立方メートルを単位とし、小数第1位以下を四捨五入する。
3. 面積は、ヘクタールを単位とし、小数第2位にとどめ、第3位以下を四捨五入する。

(3) 森林の経営の規模の拡大に関する長期の方針(任意)

(記載注意事項)
適切な施業及び保護を推進するために、効率的な作業システムの導入、路網整備の推進、森林経営計画への参加の働きかけ、林業事業体等への長期の受委託及びその推進に向けた合意形成など、森林の経営の規模拡大及び必要な作業路網その他の施設の設置及び維持管理に関する方針を記載する。

【記載例】 本経営計画周辺森林についても、計画樹立を模索しており、本経営計画と併せ、より集約化した低コスト林業の実施を行う。将来的には、計画的な皆伐と、植栽等の更新を行い、さまざまな年齢構成に基づく、公益的機能に配慮した森林づくりを目指す。

(4) 旧計画からの継続状況

(記載注意事項)
森林経営計画の始期が、旧計画(旧森林経営計画又は旧森林施業計画)の終期から継続している場合には「有」に、旧計画の終期から継続しておらず、又は旧計画がない場合には「無」に○をつける。

森林経営計画の継続性の有無	有	無
---------------	---	---

(5) その他参考とすべき事項

(記載注意事項)
そのほか、森林経営計画の作成上特に考慮した事項その他参考とすべき事項を記載する。

印刷・添付 不要

2 (1) 森林の現況及び伐採計画等

(記載注意事項)

1. 「所在場所」、「林小班」、「制限林情報」、「ゾーニング」、及び「森林の現況」の記載は、森林簿の記載内容を用いる。ただし、森林簿に修正が必要となる箇所を見つけた場合は、長野県森林情報資産取扱要領第15第5項の規定に基づき、「森林簿等修正報告書」を地域振興局林務課に報告しなければならない。

2. 「面積」の記載は、ヘクタールを単位とし、小数第2位にとどめ、第3位以下を四捨五入する。

3. 「材積」の記載は、立方メートルを単位とし、小数第1位以下を四捨五入する。

4. 「植栽・更新本数」の記載は、ヘクタール当たりの本数を記載する。

5. 「間(除)伐履歴」には、森林経営計画の始期前10年以内に実施された間伐について、その実施の時期及び面積を記載する。「主伐」の履歴については、森林経営計画の始期前5年以内に実施された主伐について、その実施の時期及び面積を記載する。

6. 主伐及び造林の時期は、1年間を超えない期間とする。この際、計画対象森林の森林所有者が租税特別措置法第30条の2の適用を受けようとする個人である場合にあっては暦年ごとに区分する。

7. 「造林方法」には、人工造林、ぼう芽更新、天然下種更新等を記載する。なお、再造林の場合は(再造)と、拡大造林の場合は(拡大)と記載する。また、天然更新補助作業を行う場合は(補助)と記載する。

8. 「保育計画」には、下刈り、つる切り、除伐等の保育の種類を記載する。

9. 「計画対象森林の追加時期」には、計画期間中に新たに追加する計画対象森林について(※)印で記載し、欄外に追加時期を記載する(当該変更認定請求の時点で他の森林経営計画の対象となっていない森林に限る。)。

10. 以下の内容については、別途、任意様式にて記載する。

(1.) 災害による被災森林について復旧の施業を行うために当該施業に先だって行う計画変更にあつてはその旨を、災害その他やむを得ない理由により森林経営計画において定められている施業及び保護ができなかった場合又は当該森林経営計画において定められていない施業及び保護を行った場合には、その旨を記載する。

(2.) 市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林又は択伐による複層林施業を推進すべき森林とされている森林について人工植栽をしようとする場合には、森林法施行規則第38条第1号で規定する付録第一の算式により算出される植栽本数を植栽する旨を記載する。

11. 主伐を計画する森林がある場合は、当該森林の区域及び所在場所(林小班等)を示した図面を別途添付する。

12. 他の森林経営計画に含まれる計画対象森林がある場合は「森林経営計画」欄に(1)と記載する。なお、他の森林経営計画が複数ある場合は、別途図面に認定番号を付記するなどして重複する森林経営計画が判別できるようにする。

13. 2以上の市町村にわたるものにあっては、市町村ごとの小計、及び合計を、別途、任意様式に記載する。

14. 「鳥獣害防止森林区域の区分」には、対象鳥獣の名称を記載する。

1 面積適合基準 (林班計画)

計画面積の適合状況

計画対象面積
101.05

≥

基準面積
101.05

÷

2

適合判定
適合

※「基準面積」は、林班計画の場合は「対象森林の林班面積」、区域計画の場合は「30ha」、属人計画の場合は「100ha」。林班計画の場合、認定者(県・市町村)は、計画書表紙の林班面積(所有者不明等森林を除いた市町村指定面積)を確認する事

●基礎データ(その1)

伐採計画数量

年度	伐採面積(ha)							伐採材積(m ³)						
	主伐			間伐			小計	主伐			間伐			小計
	皆伐	択伐	小計	単木	列状	小計		皆伐	択伐	小計	単木	列状	小計	
2024	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0
2025	0.00	0.98	0.98	0.00	0.00	0.00	0.98	0	65	65	0	0	0	65
2026	0.00	1.79	1.79	0.00	0.00	0.00	1.79	0	152	152	0	0	0	152
2027	0.00	7.86	7.86	0.00	0.00	0.00	7.86	0	894	894	0	0	0	894
2028	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0
2029	0.00	8.20	8.20	5.11	0.00	5.11	13.31	0	964	964	279	0	279	1,243
合計	0.00	18.83	18.83	5.11	0.00	5.11	23.94	0	2,075	2,075	279	0	279	2,354
内 施業種:複層・複択・特定広以外			0.00			5.11	5.11			0			279	279
内 施業種:複層・複択・特定広			18.83			0.00	18.83			2,075			0	2,075

造林計画面積数量

(単位:ha)

年度	人工造林				ぼう芽更新				天然更新				その他	小計
	再造	拡大	補助	小計	再造	拡大	補助	小計	再造	拡大	補助	小計		
2024	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
2025	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
2026	0.19	0.00	0.00	0.19	0.00	0.00	0.00	0.00	2.20	0.00	0.00	2.20	0.00	2.39
2027	0.38	0.00	0.00	0.38	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.38
2028	1.59	0.00	0.00	1.59	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.59
2029	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
2030	8.20	0.00	0.00	8.20	0.00	0.00	0.00	0.00	6.27	0.00	0.00	6.27	0.00	14.47
2031				0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
2032				0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
2033				0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
合計	10.36	0.00	0.00	10.36	0.00	0.00	0.00	0.00	8.47	0.00	0.00	8.47	0.00	18.83

※主伐に伴い天然更新を行う伐採数量	面積	8.47	始期面積	22.31
	材積	905	始期材積	6,020

各種面積等

施業種	計画始期の計画対象森林			計画始期の間伐計算対象森林			間伐計算面積内訳	
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	標準伐期未満	標準伐期以上
皆伐+10	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0.00
長伐期	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0.00
複	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0.00
複択	143.19	36,791	249	1.40	165	5	1.40	0.00
特定広	0.00	0	0					
皆伐	17.26	4,140	55	12.23	3,110	48	4.14	8.09
合計	160.45	40,931	304	13.63	3,275	53	5.54	8.09

※上記の施業種「皆伐」の内木材生産機能森林

計画始期の計画対象森林			
木材生産維持増進	面積	材積	成長量
	17.26	4,140	55

※複層及び択伐複層での間伐面積(単層林)

複	0.00
複択	0.00

複層林施業を行う森林以外

林齢が標準伐期として算出される材積

3,600

更生期=標伐×対象面積÷対象面積

751.55 ÷ 17.26

●基礎データ(その2)

・択伐複層林施業森林

標準伐期齢時点の立木材積	28688
択伐複層林施業森林の主伐(択伐)材積	2075

・択伐複層林施業森林以外の複層林施業森林(植栽・萌芽更新)

植栽・萌芽更新により計画される複層林施業の主伐(択伐)伐採量	0.00
上に係る森林の計画始期の立木材積	0.00

・択伐複層林施業森林以外の複層林施業森林(全体)

標準伐期齢時点の立木材積	0.00
択伐複層林施業森林以外の複層林施業森林の主伐材積	0.00

2 植栽計画の適合(適正な植栽)

(1) 主伐・造林計画内容の確認

人工林(スキ・ヒキ・サワ)に限る)を主伐する場合、2年以内に植栽計画があるか。
上記以外の森林の主伐は、5年以内の更新計画があるか。

※システムで、適合判定を実施

適合判定

適合

※表示数字は「人工林
主伐箇所かつ植栽が無
い箇所数」

(2) 植栽更新森林における人工造林の確認

市町村森林整備計画で植栽によらなければ適確な更新が
困難な森林に指定され人工林で皆伐施業する場合、
人工造林が設定されているか。

※システムで、適合判定を実施

適合判定

適合

※表示数字は人工造林が
設定されてない箇所数

(3) 効率的施業区域における人工造林の確認

市町村森林整備計画で特に効率的な施業が可能な区域に指定され
人工林で皆伐施業する場合、人工造林が設定されているか。

※システムで、適合判定を実施

適合判定

適合

※表示数字は人工造林が
設定されてない箇所数

3 間伐計画の適合(適正な間伐)

(1) 市町村森林整備計画のゾーニング(施業種)が複層または択伐複層以外及び「複層又は択伐複層」だが現況が単層林の森林

○間伐算定面積の下限の算定

$$A = \boxed{5.54} \times 5 \div \boxed{10} + \boxed{8.09} \times 5 \div \boxed{20}$$

$$= \boxed{4.79}$$

$$A = (F_1 \times 5 / T_1) + (F_2 \times 5 / T_2)$$

A: 間伐の実施面積の下限
 F₁: 計画的間伐対象森林のうち標準伐期齢に達しない森林の面積
 T₁: 市町村森林整備計画に定める標準伐期齢未満の森林の間伐の間隔
 F₂: 計画的間伐対象森林のうち標準伐期齢以上の森林の面積
 T₂: 市町村森林整備計画に定める標準伐期齢以上の森林の間伐の間隔

○間伐面積の適合判定

間伐実施面積の下限値(A)
4.79

適合判定
別途

(2) 市町村森林整備計画のゾーニング(施業種)が複層または択伐複層(単層林に限る)

収量比数RY0.85以下の管理を求める基準を適用

※RY0.85を超える場合は、RY0.75以下まで落とす事(気象害のおそれがある場合を除く)

計画する間伐面積
0.00

※プロット調査結果等から、間伐方法が適正な場合、右判定欄に「適合」を入力

適合判定
該当なし

(3) 間伐材積の上限 35%以内

※システムで、適合判定を実施

適合判定
適合

※表示される数字は、間伐率36%以上の箇所数

(4) 間伐林齢の確認

※システムで、適合判定を実施

※森林環境保全直接支援事業(造林補助事業)の対象外なので、

留意した上で右判定欄に「適合」を入力

適合判定
適合

※表示される数字は、間伐林齢の基準超え箇所数

4 主伐計画の適合(適正な伐採立木材積)

○主伐量の整合(植栽・萌芽更新以外の主伐量)

算定式: $B < A \times 0.7$

A: Bに係る森林の計画始期の立木材積

B: 天然下種更新により計画される主伐伐採量

天然下種更新により 計画される主伐量 0.00	<	左に係る森林の計画 始期の立木材積 0.00	×	0.7	適合判定 該当なし
-------------------------------	---	------------------------------	---	-----	--------------

○主伐量(択伐複層・特定広葉樹施業森林以外)の上限

$$\begin{aligned} \text{年間成長量}(Z) &= \frac{\text{複層・特定広または木材生産以外の成長量}}{0} + \frac{\text{木材生産機能維持増進森林の成長量}}{55} \times 1.2 \\ &= 67 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{期首立木材積}(V_w) &= 4,140 \\ &\text{択伐複層林施業・特定広葉樹育成施業を行う森林以外} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{基準立木材積}(V_n) &= \frac{\text{林齢が標準伐期として算出される材積}}{3,600} \times 1/2 \\ &= 1,800 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{更新期}(T_a) &= \frac{\text{標伐} \times \text{対象面積} \div \text{対象面積}}{751.6 \div 17.3} \\ &= 43.5 \end{aligned}$$

標準伐採量

$$\begin{aligned} E_w &= (Z + (V_w - V_n) / T_a) \times 5 \\ &= 601.1 \end{aligned}$$

森林経営計画における主伐量 0	<	標準伐採量(E _w) 601.1	適合判定 適合
--------------------	---	---------------------------------	------------

$E_w = (Z + (V_w - V_n) / T_a) \times 5$ 修正カメラルタキセ式 E _w : 標準伐採量 Z: 当該森林の年間成長量 (ただし、当該森林が木材生産機能維持増進森林である場合は、1.2を乗じて得た値) (対象森林のうち択伐複層林・特定広葉樹施業森林を除く森林の年間成長量の面積加重平均) V _w : 期首立木材積 V _n : 基準立木材積 対象森林のうち主伐(択伐複層林・特定広葉樹施業森林を除く)を行うことのできる林齢の 下限に達した場合の立木材積の2分の1 T _a : 更新期 対象森林において主伐(択伐複層林・特定広葉樹施業森林を除く)を行うことのできる林齢 の面積加重平均	
---	--

○択伐複層林施業森林(その1)

択伐率が十分の三(市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められているものにあつて、伐採後に人工植栽を行う場合は、十分の四) を超えないこと。

※システムで、適合判定を実施

※「不適合」でも、伐採後に人工植栽を行う場合は4/10まで認定可)

適合判定
適合

※表示される数字は、
択伐率の基準値超え箇
所数

○択伐複層林施業森林(その2)

標準伐期齢時点の立木材積
(択伐複層林施業森林)

$$28,688 \times 7/10 \geq$$

択伐複層の主
伐量

$$2,075$$

適合判定
適合

標準伐期齢における立木材積に10分の7を乗じて得た材積以上の立木材積が確保されていること。

○択伐複層林施業以外の複層林施業森林(その1)(植栽・萌芽更新のみの主伐量)

算定式: $B < A \times 0.7$

A: Bに係る森林の計画始期の立木材積

B: 植栽・萌芽更新により計画される複層林施業の主伐(択伐)伐採量

植栽・萌芽更新により計画される主伐量 0	<	左に係る森林の計画始期の立木材積 0	×	0.7	適合判定 該当なし
-------------------------	---	-----------------------	---	-----	--------------

○択伐複層林施業以外の複層林施業森林(その2)

標準伐期齢時点の立木材積
(複層かつ択伐以外)

複層かつ択伐以外の主伐量

0	× 5 / 10	≥	0	適合判定 該当なし
---	----------	---	---	--------------

標準伐期齢における立木材積に10分の5を乗じて得た材積以上の立木材積が確保されていること。

○複層林・択伐複層林で伐採後の造林を人工植栽による場合

立木材積: 下層木を除いて $R_y 0.75$ 以上であること。

伐採材積: $R_y 0.65$ 以下となるよう伐採すること。

適合判定
適合

○特定広葉樹で伐採樹種が特定広葉樹の場合

標準伐期齢における立木材積が確保されていること。

適合判定
該当なし

○特定広葉樹で伐採樹種が特定広葉樹以外の場合

成長量を標準伐期齢に達した時の立木材積の $1/2$ を超えた材積に応じて補正した材積以上であること。

適合判定
該当なし

5 伐採林齢の適合(適正な林齢での主伐)

※システムで、適合判定を実施

適合判定
適合

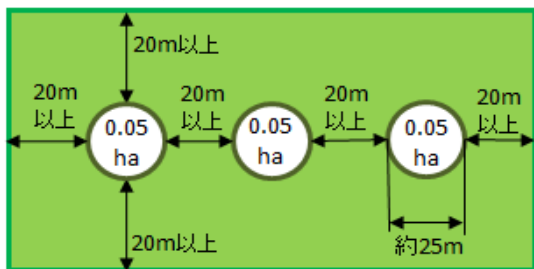
※表示される数字は、
主伐林齢に満たないが主伐する箇所数

6 連続する伐採面積の適合(適正な伐採方法)

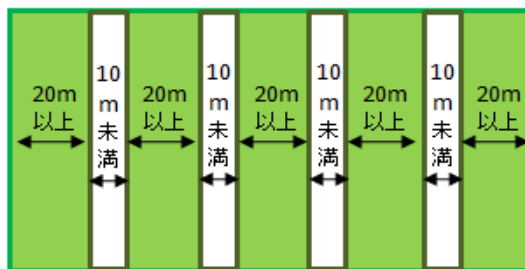
下記について、森林経営計画の添付図面等により適否を判断すること

- (1) 連続する皆伐面積が、20ha未満か？
- (2) 択伐施業の場合、1箇所あたりの伐採面積及び保存帯は適正か？
(下記基準図参照)

○択伐(群状伐採)の基準



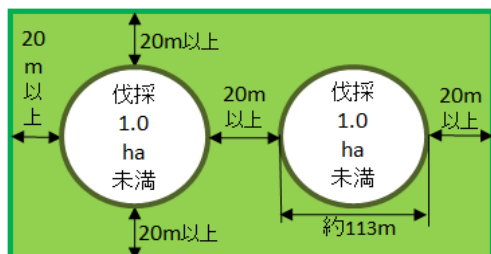
○択伐(帯状伐採)の基準



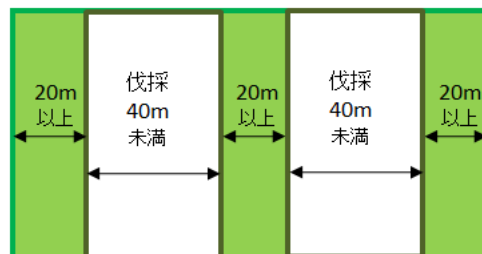
- ※ 保存帯は20m以上とする。
群状伐採の1か所あたりの伐採面積は0.05ha以下とする。
帯状伐採の1か所あたりの伐採幅は10m未満とする。

- (3) 択伐以外の複層林施業の場合、1箇所あたりの伐採面積及び保存帯は適正か？
(下記基準図参照)

○群状伐採の例



○帯状伐採の例



- ※ 保存帯は20m以上とする。
群状伐採の1か所あたりの伐採面積は1.0ha未満とする。
帯状伐採の1か所あたりの伐採幅は40m未満とする。

※図面等から、伐採方法が適正な場合
右判定欄に「適合」を入力

適合判定
適合

7 市町村森林整備計画との適合(上記以外)

下記について、市町村森林整備計画との整合を図ること

- (1) 植栽本数
市町村森林整備計画に記載された樹種毎の植栽本数と適合するか？
(注) 複層林化を図る場合の樹下植栽については、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率(材積による率)を乗じた本数以上を植栽すること。
- (2) 天然更新本数
市町村森林整備計画に記載された樹種毎の期待成立本数と適合するか？
- (3) 鳥獣害防止森林区域
市町村森林整備計画に記載された森林の保護に関する事項と適合するか？

※市町村森林整備計画との整合が
適正な場合 右判定欄に「適合」を入力

適合判定
適合

森林経営計画 施業実施基準の適合状況確認表(2)

計画種別	林班(単独)計画
市町村	南箕輪村
計画始期	令和7年3月1日
計画終期	令和12年2月28日
団地名	

○ 間伐計画の適合(適正な間伐)

- (1) 市町村森林整備計画のゾーニング(施業種)が「複層または択伐複層」以外及び「複層又は択伐複層」だが現況が単層林の森林

○ 間伐計画面積の下限の算定

$$A = \boxed{5.54} \times 5 \sqrt{\boxed{10}} + \boxed{8.09} \times 5 \sqrt{\boxed{20}}$$

$$= \boxed{4.79}$$

$$A = (F_1 \times 5 / T_1) + (F_2 \times 5 / T_2)$$

A: 間伐の実施面積の下限
 F₁: 計画的間伐対象森林のうち標準伐期齢に達しない森林の面積
 T₁: 市町村森林整備計画に定める標準伐期齢未満の森林の間伐の間隔
 F₂: 計画的間伐対象森林のうち標準伐期齢以上の森林の面積
 T₂: 市町村森林整備計画に定める標準伐期齢以上の森林の間伐の間隔

※うちF₁に含める森林の面積

「その面積が著しく小さい森林」(0.3ha以下)だが一体的に間伐を行う必要があるため、
計画的間伐対象森林に含める森林(標準伐期齢未満) 0.00 ha

※うちF₂に含める森林の面積

「その面積が著しく小さい森林」(0.3ha以下)だが一体的に間伐を行う必要があるため、
計画的間伐対象森林に含める森林(標準伐期齢以上) 0.00 ha

○ 間伐計画面積の集計

計画的間伐対象森林内	「計画的間伐対象森林」における間伐計画面積		
	標準伐期齢未満	K1	<u>1.07</u> ha
	標準伐期齢以上	K2	<u>4.04</u> ha
	うち「その面積が著しく小さい森林」(0.3ha以下)のため		
	標準伐期齢未満の計画的間伐対象森林(k1)に含める森林での間伐	(K3+1)	<u>0.00</u> ha
計画的間伐対象森林外	標準伐期齢以上の計画的間伐対象森林(k2)に含める森林での間伐	(K3+2)	<u>0.00</u> ha
	「計画期間内に主伐を実施する森林又は計画的間伐対象森林」以外の森林で間伐を計画する面積		
	計画的間伐対象森林以外で間伐(単層林)	K4	<u>0.00</u> ha
	計画的間伐対象森林以外で間伐(複層林)	K5	<u>0.00</u> ha
計	当該森林経営計画の対象森林で行う間伐	K1+K2+K4+K5	<u>5.11</u> ha

○ 計画的間伐対象森林内の間伐計画の判定

計画的間伐対象森林で間伐
(K1+K2)

計画する間伐面積
5.11

>

間伐実施面積の下限値(A)

間伐下限値
4.79

判定
適合

○伐採数量総括表

(1)森林経営計画の対象森林		160.45 ha
s)主伐計画量(s1+s2)		18.83 ha
(2)-1計画的伐採対象森林 (保続のルール of 適用範囲) ※森林法施行規則第36条関係	158.72 ha	(2)-2計画的伐採対象 森林から除外する森林 1.73 ha s2)主伐計画量 (計画的伐採対象 森林外) 0.00 ha
s1)主伐計画量(計画的伐採対象森林内)	18.83 ha	
k)間伐計画量(k1+k2+k4+k5)	5.11 ha	
(3)計画的間伐対象森林		
▼間伐面積の下限	4.79 ha	
間伐計画量 (計画的間伐対象森林内) (k1+k2) 5.11 ha		(4)-2計画的間伐対象森林以外の森林 間伐計画量 【確認2】k4+k5のうち (計画的間伐対象森林以外 かつ 計画的伐採対象森林以外) 0.00 ha
うち計画的間伐対象森林に含める森林(k3) () ha うち標準伐期齢未満(k3+1) () ha うち標準伐期齢以上(k3+2) () ha		
(4)-1計画的間伐対象森林以外の森林		
間伐計画量		
(計画的間伐対象森林以外) (k4+k5)		
(計画的間伐対象森林以外) (k4): 現況が単層林 () ha		
(計画的間伐対象森林以外) (k5): 現況が複層林 () ha		
【確認1】k4+k5のうち		
(間伐計画量(計画的間伐対象森林以外かつ計画的伐採対象森林内)		
0.00 ha		

※上表の【確認1】、【確認2】については、間伐計画の必要性について別途確認を行うこと。
 ※「計画的間伐対象森林」には含まれないが間伐を計画することは可能。

○伐採数量集計表(施業種別)

施業種	伐採面積 (ha)			伐採材積 (m ³)		
	主伐	間伐	合計	主伐	間伐	合計
皆伐	0.00	5.11	5.11	0	279	279
皆伐+10	0.00	0.00	0.00	0	0	0
長伐期	0.00	0.00	0.00	0	0	0
複層林	0.00	0.00	0.00	0	0	0
択伐複層	18.83	0.00	18.83	2,075	0	2,075
特定広葉樹	0.00	0.00	0.00	0	0	0
白地	0.00	0.00	0.00	0	0	0
合計	18.83	5.11	23.94	2,075	279	2,354

○ 計画面積の集計

人天別面積

人工林面積(ha)	天然林等面積(ha)	合計(ha)
139.65	20.80	160.45

(うち公有林等にかかる人天別面積)

人工林面積(ha)	天然林等面積(ha)	小計(ha)
139.65	20.80	160.45

2 森林の現況並びに伐採計画及び造林計画

(2) 要整備森林又は災害等防止措置命令対象森林とされている森林の保育、その他の施業の計画

要整備森林又は災害等防止措置命令対象森林の別	所在場所					林小班					施業の区分	施業の種類	面積(ha)	時期	認定請求者	備考
	都道府県	市町村	字(大字)	地番	森林所有者名	林班	小班	施業番号	枝番	整理番号						

(記載注意事項)

1. 地域森林計画において要整備森林とされている森林及び災害等防止措置命令対象森林の間伐、保育その他の施業の計画を記載する。
2. 「所在場所」の記載は、同一地番の森林については、その森林の現況を異にするものがある場合又は森林の現況は同じであるが森林経営計画の期間内の施業を異にするものがある場合には、その同一地番の森林をその現況又は施業を異にするものごとに区分し、その区分した森林につき連続番号を付してこれを「地番」に併記する(その区分した森林が森林簿の林班、小班に一致するときは、その林班、小班的記号を用いる。)。
3. 「施業の区分」には、間伐、保育又はその他と記載する。
4. 「施業の種類」は、保育についてはつる切、除伐等、その他については病虫害の防除等地域森林計画において定められ、又は森林経営管理法第42条第1項の規定により命ぜられた実施すべき施業の方法を記載する。
5. 「面積」は、ヘクタールを単位とし、小数第2位にとどめ、第3位以下を四捨五入するとともに、施業の種類ごとに細計、施業の区分ごとに小計を、要整備森林又は災害等防止措置命令対象森林の別に計を記載する。
6. 2以上の市町村にわたるものにあっては、市町村ごとに小計して別葉とし、都道府県ごとに再計して合計を記載する。
7. 認定請求者の欄は、認定請求者が当該森林の森林所有者以外の者である場合のみ、当該認定請求者名を記載する。
8. 「備考」には、地域森林計画において定められ、又は森林経営管理法第42条第1項の規定により通知された実施すべき施業の時期を記載する。

3 森林の保護に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域における鳥獣害の防止の方法

(記載注意事項)

鳥獣害防止森林区域内の森林であって人工植栽が計画されているものについて、鳥獣害防止対策として植栽木の保護措置又は対象鳥獣の捕獲を行う旨及びその具体的な手法(例えば、防護柵や幼齢木保護具の設置、わなや銃器による捕獲等)を記載する。

また、鳥獣害防止森林区域内の森林のうち人工植栽が計画されていないものについては、必要に応じて、対象鳥獣による被害の防止対策を行う旨及びその具体的な手法(例えば、剥皮防止帯の設置、わなや銃器による捕獲等)を記載する。

なお、対象鳥獣の捕獲を行う場合において、捕獲を行う予定の者が森林経営計画の作成者から委託を受けて行う者など計画作成者と異なる場合にあっては、その捕獲を行う者についても記載する。

該当なし

(2) 森林の保護

(記載注意事項)

火災、病虫獣害(鳥獣害防止区域内における対象鳥獣による被害を除く。)、気象害の予防のために行う森林の巡視、境界の管理等の取組や、自発的に実施するアセスメント、長期のモニタリング調査、民間森林認証の取得状況や意向について記載する。

森林の火災予防、病虫害のまん延防止、気象害の予防のため、情報収集に努め、被害等の発生が確認された場合は、長野県上伊那地域振興局林務課へ報告を行い、対応を協議する。なお、境界杭等の保持に努め、長期的な森林管理に努める。

(3) 火入れを実施する森林に関する事項

所在 場所	都道府県	
	市町村	
	大字	
	林班・小班	
	森林所有者名	
火入れの時期		平成 年 月 日～平成 年 月 日(日間)
火入れの目的		1 地ごしらえ 2 病虫害
火入れ方法		
防火 体制	火入れ従事者	人
	防火帯	延長 メートル、幅員 メートル
	器具	
火入れ責任者		

(記載注意事項)

実施箇所ごとに記載する。

4 森林経営の共同化に関する事項

(1) 共同して行う森林の経営の長期の方針（全ての計画作成者が記載する）

（記載注意事項）

共同して実施する森林の施業及び保護その他の共同化に関する方針について記載する。

なお、林班計画又は区域計画を作成する場合にあつては、当該森林経営計画を共同して作成する者からの申出に応じて委託を受けて行う森林の経営に関する方針について記載する。

また、林班計画又は区域計画の認定請求者は、当該計画対象森林を含む林班内の他の森林所有者による森林経営計画への参画に協力する旨を記載する。

一方、属人計画を作成する場合にあつては、属人計画の対象森林を含む林班に所在する森林について自ら森林の経営を行う者からの申出に応じて、当該属人計画の対象森林を含む林班計画を作成する旨を記載する。

持続的な森林の経営及び効率的な森林施業の実施を目指すため、共同による森林経営計画作成の申出があつた場合には、それに協力する。

(2) 共同して行う森林の経営の種類及びその実施の方法（共同して森林経営計画を作成する場合にのみ記載する）

ア 認定請求者ごとの計画期間内の伐採立木材積及び間伐面積等

共同計画作成者の氏名	計画対象森林の面積 (ha)	伐採可能な最大材積 (m3)	計画期間内の主伐立木材積 (m3)	主伐量の調整を行う立木材積 (m3)	計画的間伐対象森林面積 (ha)	間伐の下限面積 (ha)	計画期間内の間伐面積 (ha)	間伐面積の調整を行う面積 (ha)	備考
計	0.00	0	0	0	0.00	0.00	0.00	0.00	

（記載注意事項）

本表は、計画期間内における認定請求者ごとに伐採立木材積、間伐面積の実施数量を記載し、認定請求者間の合意形成を図ることを目的として作成するものであることから、計画全体で明らかに施業の実施基準を満たす場合など、本表を作成しなくても認定請求者間の合意形成が図られる場合は省略できる。なお、主伐量または間伐面積の調整を行う場合は、調整量が適正かどうか別途判断する。ただし、主伐量については、年度内流用のみ認められるため、適宜判断をすること。

イ 共同で実施する施業の種類(造林、保育、伐採(間伐を含む)等)

種類		数量	共同実施者				備考
主伐	伐採						
	搬出						
間伐	伐採						
	搬出						
造林	植栽						
	天然更新						
保育	下刈り						
	つる切り						
	除伐						

(記載注意事項)

共同で実施することにより、作業の効率化や適期の実施を図る施業の種類及び方法等を記載する。

一体整備相当区域内における効率的かつ持続的な森林の経営を推進するため、一体整備相当区域内の森林を対象とする林班計画、区域計画、又は属人計画の認定請求者は、当該一体整備相当区域内の森林を対象とする他の森林経営計画の認定請求者等と連携して効率的な森林の施業の実施に努める旨を記載する。

ウ 共同で実施する保護の種類(火災、病虫獣害、気象害の予防のために行う森林の巡視、境界の管理等の取組)

種類	共同実施者				備考
森林の巡視(火災、病虫 害、気象害の予防)					
境界の管理					
その他					

(記載注意事項)

鳥獣害防止森林区域内の森林で行う鳥獣害防止対策のほか、火災、病虫獣害(鳥獣害防止森林区域内における対象鳥獣による被害を除く。)、気象害の予防のために行う森林の巡視、境界の管理等の取組を記載する。

一体整備相当区域内における効率的かつ持続的な森林の経営を推進するため、一体整備相当区域内の森林を対象とする林班計画、区域計画、又は属人計画の認定請求者は、当該一体整備相当区域内の森林を対象とする他の森林経営計画の認定請求者等と連携して効率的かつ効果的な森林の保護の実施に努める旨を記載する。

エ その他

(3) その他の共同化に関する事項 (全ての計画作成者が記載する)

作業路網その他の施設の設置及び維持管理に関する計画は、6に記載のとおりとする。

森林作業道の施設の利用に関しては、その維持管理について、草刈り等を共同して行うほか、各々が森林施業時に適切な維持に努めるものとする。

(記載注意事項)

(2)に記載された施業及び保護の共同実施の実効性を担保するための措置を記載する。

5 森林の経営の規模拡大の目標等

(1) 森林経営の規模拡大の目標

(記載注意事項)

地形、森林資源の賦存状況、高性能林業機械の配置状況等を踏まえ、森林経営の委託等により森林経営の規模拡大を行う者の名称及び住所及びその目標を記載する。

最も効率的に搬出間伐等を行っていくために、南箕輪村財務規則第117条による指名競争入札により選定した業者に作業を委託する。

(2) 作業システム等

作業システム名	主な作業システム	作業箇所	備考
作業道エリアⅠ	伐採チェーンソー⇒造材プロセッサ(直取り)⇒小運搬フォワーダ⇒土場選木・検知⇒トラック運搬		
作業道エリアⅡ			
作業道エリアⅢ			
作業道エリアⅣ			
索道エリアⅠ			
索道エリアⅡ			
索道エリアⅢ			

(記載注意事項)

作業システム名は、計画図に図示すること。また、森林作業道等を整備した上で施業する場合には、備考欄に、「6 作業路網その他の施設の設置及び維持管理に関する計画」に記載した番号及び路線名を記載する。

(3) その他森林の経営の規模拡大に関する事項

(記載注意事項)

森林経営計画に参画していない森林所有者等への働きかけ、間伐材の利用促進その他(1)に記載された施業の集約化の実効性を担保するための措置を記載する。

村内の森林整備について、経営計画樹立に取り組む事業者等と協力していく。また、共同計画の樹立の申出等に対しては協力し取り組んでいく。

6 作業路網その他の施設の設置及び維持管理に関する計画

(1) 作業路網その他の施設(維持管理施設)の設置の状況

区分	細目	路線名	起 点	終 点	延長(m)	設置者 (管理者)	対図 番号
路網	林道						
	林業専用道						
	森林作業道						
	森林作業道						
区分	細目	名 称	所在場所	設置者 (管理者)	対図 番号	備考(共同利用者等)	
その他 施設	土場						
	作業場						

(記載注意事項)

使用する施設全てについて、番号を付した上で、起点、終点、路線名及び延長を記載するとともに、規則第37条第1項第1号ロに掲げる事項を表示した図面に当該番号及び線形等を記載する。

なお、計画対象森林に含まれていなくても、施業及び保護の実施に当たって利用するアクセス道についても記載する。

備考欄には、共同利用者等を記載する。

(2) 維持管理の方法等

歩道としても利用されているため、利用者の安全ため適切な管理を行う。

(記載注意事項)

(1)に記載した全ての施設に関し、その維持管理の方法及び利用に関する事項を記載するとともに、森林所有者又は森林の経営の委託を受けた者及び当該森林の土地の所有者の全員の合意の状況を記載する。

一体整備相当区域内における効率的かつ持続的な森林の経営を推進するため、一体整備相当区域内の森林を対象とする林班計画、区域計画、又は属人計画の認定請求者は、当該一体整備相当区域内の森林を対象とする他の森林経営計画の認定請求者等と連携して森林作業道等の効率的かつ効果的な維持管理に努める旨を記載する。

(3) 作業路網その他の施設の設置に関する計画

区分	細目	路線名	起 点	終 点	延長(m) (概数)	設置者	対図 番号
路網	林道						
	林業専用道						
	森林作業道						
	森林作業道						
区分	細目	名 称	所在場所	設置者	対図 番号	備考 (森林整備面積、路網密度の目標等)	
その他 施設	土場						
	作業場						

(記載注意事項)

地域森林計画(林道)、市町村森林整備計画(基幹路網)を踏まえ、計画期間内に設置を計画する作業路網その他の施設について番号を付した上で、起点、終点、路線名及び延長(概数)を記載する。

また、規則第37条第1項第1号ロに掲げる事項を表示した図面に、当該番号及び線形等を「5 森林の経営の規模拡大の目標等」に記載した森林施業の作業システムごとに図示する。

備考欄には、路網設置に係る森林整備面積及び路網密度の目標を参考情報として記載する。

(4) 作業路網その他の施設の設置方法等

作業路網は既設の歩道等を活用する計画であり、新規開設計画はないが、簡易な搬出路の設置等により対応する。

(記載注意事項)

(3)に記載した全ての施設に関し、その設置方法及び利用に関する事項を記載するとともに、森林所有者又は森林の経営の委託を受けた者及び当該森林の土地の所有者の全員の合意の状況を記載する。

一体整備相当区域内における効率的かつ持続的な森林の経営を推進するため、一体整備相当区域内の森林を対象とする林班計画、区域計画、又は属人計画の認定請求者は、当該一体整備相当区域内の森林を対象とする他の森林経営計画の認定請求者等と連携して森林作業道等の施設の効率的かつ効果的な設置に努める旨を記載する。

(参考様式第2号)

森林経営計画概要兼実行管理票

※計画作成者及び担当AG、市町村担当者が共有し、実行管理に活用します。

数値等入力セル

計画地(団地)名		計画作成者	南箕輪村
市町村担当者	観光森林課 北原	担当AG	
認定番号		所在市町村等	南箕輪村
認定年月日		計画区域林班	5～8林班
計画期間	R7.3.1 ～ R12.2.28	計画区域が存する林班面積(A)	h a
認定請求者名	南箕輪村	計画区域面積(B)	101.05 h a
		集約化率(B/A)	%

①間伐計画

計画的間伐対象森林面積	13.63ha	間伐下限面積	4.79ha	間伐計画面積(C)	5.11ha	うち搬出間伐面積(D)	5.11ha
						搬出間伐実行率(D/C)	100.0%

②素材生産計画・実績(間伐)

※「伐採材積」は、自動計算されますが、プロット調査結果に基づき適宜修正ください。

(単位: ha・m3)

区分		2024 令和6年		2025 令和7年		2026 令和8年		2027 令和9年		2028 令和10年		2029 令和11年		計	
	利用率	伐採材積	素材生産量	伐採材積	素材生産量	伐採材積	素材生産量	伐採材積	素材生産量	伐採材積	素材生産量	伐採材積	素材生産量	伐採材積	素材生産量
計画	スギ														
	ヒノキ・サワラ											279		279	
	アカマツ														
	カラマツ														
	その他針														
	その他広														
	計(m3)											279		279	
	搬出間伐面積(ha)											5.11		5.11	
実績	スギ														
	ヒノキ・サワラ														
	アカマツ														
	カラマツ														
	その他針														
	その他広														
	計(m3)														
	搬出間伐面積(ha)														
実績	平均搬出材積(m3/ha)														
	切捨間伐面積(ha)														
	間伐面積 計(ha)														

※「間伐下限面積」以上であることを確認

③素材生産計画・実績(主伐)

※「伐採材積」は、自動計算されますが、プロット調査結果に基づき適宜修正ください。

(単位: ha・m3)

区分		2024 令和6年		2025 令和7年		2026 令和8年		2027 令和9年		2028 令和10年		2029 令和11年		計	
	利用率	伐採材積	素材生産量	伐採材積	素材生産量	伐採材積	素材生産量	伐採材積	素材生産量	伐採材積	素材生産量	伐採材積	素材生産量	伐採材積	素材生産量
計画	スギ														
	ヒノキ・サワラ														
	アカマツ			65		152		894				964		2,075	
	カラマツ														
	その他針														
	その他広														
	計(m3)			65		152		894				964		2,075	
	伐採面積(ha)				0.98		1.79		7.86				8.20		18.83
実績	平均搬出材積(m3/ha)														
	スギ														
	ヒノキ・サワラ														
	アカマツ														
	カラマツ														
	その他針														
	その他広														
	計(m3)														
実績	伐採面積(ha)														
	平均搬出材積(m3/ha)														

④路網計画・実績

(単位：m・円)

区分		2024 令和6年	2025 令和7年	2026 令和8年	2027 令和9年	2028 令和10年	2029 令和11年	計
計画	林業専用道							
	森林作業道							
	計							
実績	林業専用道							
	開設延長							
	開設経費							
	m当経費							
	森林作業道							
	開設延長							
	開設経費							
	m当経費							
	計							

⑤素材生産経費実績

(単位：m3・円・人日)

機械システム								
区分		2024 令和6年	2025 令和7年	2026 令和8年	2027 令和9年	2028 令和10年	2029 令和11年	計
実績	搬出間伐							
	素材生産量							
	経費							
	m3当経費							
	総人工数							
	労働生産性							
	主伐							
	素材生産量							
	経費							
	m3当経費							
	総人工数							
	労働生産性							

⑥伐採材積実績の確認（伐採届の再掲）

※素材生産量と異なるので注意

(単位：m3)

区分		2024 令和6年	2025 令和7年	2026 令和8年	2027 令和9年	2028 令和10年	2029 令和11年	計
実績	搬出間伐							
	切捨間伐							
	主伐							
	計							
伐採限度材積(主伐)		601m3	※主伐の伐採材積が「伐採限度材積」以下であることを確認する。					

⑦造林計画面積数量

(単位：ha・円)

区分		2024 令和6年	2025 令和7年	2026 令和8年	2027 令和9年	2028 令和10年	2029 令和11年	計
計画	人工造林			0.19	0.38	1.59		2.16
	ぼう芽更新							
	天然更新			2.20				2.20
	その他							
	計			2.39	0.38	1.59		4.36
実績	人工造林							
	ぼう芽更新							
	天然更新							
	その他							
	計							
	造林経費							
	ha当経費							

⑧保育等計画及び実績

年度	下刈(ha)		雪起し(ha)		倒木起し(ha)		枝打ち(ha)		除伐等(ha)		付帯施設(内容：)	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
2024												
2025												
2026												
2027												
2028												
2029												
合計												

(様式第7号)

森林経営計画実行簿

森林所有者又は森林所有者から 森林の経営の委託を受けた者	南箕輪村		計画期間		自 令和7年3月1日
(認定番号)					至 令和12年2月28日
所在市町村	南箕輪村		団地名		

伐採可能材積 (m3) : 主伐	601.10	間伐の下限面積 (ha)	4.79
------------------	--------	--------------	------

施業種類	時期	計画内容	実施状況	届出年月日	不遵守の概要と指導状況	
伐採 立木 材積 (m3) (間伐のみ)	2024 令和6年					
	2025 令和7年					
	2026 令和8年					
	2027 令和9年					
	2028 令和10年					
	2029 令和11年	279				
	計	279		—		
間伐 面積 (ha)	2024 令和6年					
	2025 令和7年					
	2026 令和8年					
	2027 令和9年					
	2028 令和10年					
	2029 令和11年	5.11				
	計	5.11		—		
主伐立木 材積 (m3)	2024 令和6年					
	2025 令和7年	65.00				
	2026 令和8年	152.00				
	2027 令和9年	894.00				
	2028 令和10年					
	2029 令和11年	964.00				
	計	2,075.00		—		
主伐 面積 (ha)	2024 令和6年					
	2025 令和7年	0.98				
	2026 令和8年	1.79				
	2027 令和9年	7.86				
	2028 令和10年					
	2029 令和11年	8.20				
	計	18.83		—		
造林 面積 (ha)	2024 令和6年					
	2025 令和7年					
	2026 令和8年	2.39				
	2027 令和9年	0.38				
	2028 令和10年	1.59				
	2029 令和11年					
	計	4.36		—		
	うち 植栽 (m2)	2024 令和6年				
		2025 令和7年				
		2026 令和8年	0.19			
		2027 令和9年	0.38			
		2028 令和10年	1.59			
		2029 令和11年				
計	2.16		—			
路網 開設 (m)	2024 令和6年					
	2025 令和7年					
	2026 令和8年					
	2027 令和9年					
	2028 令和10年					
	2029 令和11年					
計			—			
(摘要)						

- (記載注意事項)
- 1. 計画内容は、変更認定の都度訂正を行う。
 - 2. 実施状況は、1年分をまとめて記載する。
 - 3. 不遵守の概要と指導の状況については、計画どおり実行されなかった箇所の概要、それに対する指導の状況等を記載する。
(必要に応じて別業とする。)
 - 4. 「摘要」には、必要に応じて施行規則第38条第9号の規定に基づく伐採材積の調整状況について記載するほか、計画の実行を確保する上で特記すべき事項を記載する。

森林経営計画事業簿

							市町村	南箕輪村		
							作成日			
項番	認定 番号	団地名	計画期間	伐採立木材積		伐採面積		造林 面積 (ha)	うち植栽 (ha)	備考
				間伐 (m3)	主伐 (m3)	間伐 (ha)	主伐 (ha)			
1			R7. 3. 1 ~ R12. 2. 28	279	2,075	5.11	18.83	18.83	10.36	5～8林班
2			～							
3			～							
4			～							
5			～							
6			～							
7			～							
8			～							
9			～							
10			～							
11			～							
12			～							
13			～							
14			～							
15			～							
16			～							
17			～							
18			～							
19			～							
20			～							
21			～							
22			～							
23			～							
24			～							
25			～							
	合計									

(記載注意事項)

1. 計画の認定番号の順に、計画期間（5年）の伐採立木材積（主伐）、間伐面積、造林面積及び植栽面積の計画量の合計を森林経営計画実行簿から転記する。
2. 事業簿は、年度当初に作成するものとし、年度内にそれぞれの森林経営計画の変更があった場合に、必ずしも訂正をする必要はない。

森林経営計画 認定審査表

○ 審査・確認事項

- ① 認定請求書
- ② 森林経営計画書・添付書類
- ③ 森林経営計画管理システム

○ 認定事務のポイント

- ① 森林経営計画管理システムのエラーチェックにてエラーがないこと
- ② 森林経営計画書【森林経営計画 施業実施基準の適合状況確認表】の適合判定が「適合」になっていること(根拠数値も必ず確認すること)
- ③ 市町村森林整備計画書の内容に適合していること

○ 留意事項

- ① 実効性が高い森林経営計画を作成・認定していくことが重要です。素材生産を伴う計画では、それを実現するための「路網計画」等が適正に計画されているかなどについて、整合が図られていなければなりません。認定者は計画作成者に対し、計画作成段階から地域のAG及びフォレスターへ相談・協議を行うよう助言するとともに、認定事務に際しても、地域のAG等へ必要に応じて助言・意見を求めるよう努めてください。
- ② 森林経営計画の作成に当たり、森林簿の修正を行っている場合は、長野県森林GISの森林簿データも併せて修正する必要があります。認定請求者に対し「森林簿等修正報告書を地域振興局へ提出しているか」確認してください。

確認項目		確認する内容	チェック欄	備考
1	森林経営計画の認定請求 認定請求書：1部、計画書及び添付書類：2部(市町村提出用と本人控用)			
1-1	(1) 請求書類	認定請求書、森林経営計画書が規定の様式で揃っているか。	☐	
		認定請求書の認定請求氏名が計画書記載の認定請求者と一致しているか。	☐	
	(2) 提出期日	申請日が、計画の始期より20日以上前(知事認定の場合は30日以上前)であるか。	☐	
1-2	(1) 付属図面	・対象とする森林の区域、作業路網等の整備状況、及び整備計画が位置図に適切に表示されているか。	☐	
		・主伐・搬出間伐の区域及び作業システム、保育事業の実施区域が位置図に適切に表示されているか。	☐	
	(2) 森林経営委託契約書の写し ー1 ((2)ー2を提出する場合、森林所有者が自ら策定する場合は必要なし)	・計画期間内の施業及び保護の実施を委託する契約内容となっているか。	☐	
		・計画区域内の全ての森林所有者と契約を結んでいるか。	☐	
	(2) 森林経営委託契約締結済報告書 ー2 ((2)ー1を提出する場合、森林所有者が自ら策定する場合は必要なし) (契約書本物の確認をした上で認定請求者に返却すること)	・計画期間内の施業及び保護の実施を委託する契約内容となっているか。	☐	
		・計画区域内の全ての森林所有者と契約を結んでいるか。	☐	
	(3) 作業路網その他の施設の整備につき、森林の土地の所有者の同意があったことを証する書面。 (計画対象外で作業路の整備を行う場合、及び共同計画の場合)	作業路網その他の施設の設置についての同意書、及び利用及び維持管理について定めた協定書の写しが添付されているか。	☐	
2	森林経営計画書の記載事項			
	(1) 長期の方針			
	① ゾーニング毎の森林の経営に関する長期の方針	「1 森林経営に関する長期の方針」の(1)(2)が適正に記載されているか。	☐	
	② 40年以上にわたる、伐採立木材積及び造林面積	(合わせて、森林経営計画が継続的に作成されるよう指導すること。)		
	③ 森林経営の規模の拡大に関する長期の方針	「1 森林経営に関する長期の方針」の(3)が適正に記載されているか。	(☐)	
	⑤ その他	(属人計画で相続税に係る優遇措置を受ける場合に記載が必要)	☐	
	(2) 計画対象森林の所在場所別の現況及び伐採・造林・間伐の計画			
	① 対象森林の所在場所別の面積、人天の別、樹種(林相)、林齢、樹高、立木材積	森林経営計画管理システムのエラーチェックにてエラーがないか。	☐	
	② 伐採時期、伐採面積、伐採立木材積、伐採方法			
	③ 造林時期、造林面積、造林樹種、造林方法			
	④ 間伐時期(5カ年でよい)、間伐面積、間伐立木材積、間伐方法			
	⑤ 間伐(過去10年)及び主伐(過去5年)の施業履歴	記載内容に不備はないか。(過去5年分の間伐履歴はデータ入力済み)	☐	

確認項目		確認する内容	チェック欄	備考
	(3) 保育の計画 下刈り、つる切り、除伐等の保育の種類別の面積	「2 (1)森林の現況及び伐採計画等」が適正に記載されているか。	☐	
	(4) 計画的間伐対象森林内のうち、要間伐森林が、通知に係る間伐の方法及び時期に従った間伐が計画されていること	要間伐森林が、「2 (2)要整備森林又は要間伐森林とされている森林の保育、その他の施業の計画」が適正に記載されているか。	(☐)	
	(5) 森林の保護に関する事項			
	① 保護のための伐採の時期・方法、病虫害駆除・予防の方法、火災予防のための巡視、境界管理、自発的なアセスメント、長期のモニタリング調査、森林認証の取得状況等	「3 (1) 森林の保護」が適正に記載されているか。	☐	
	② 火入れの目的が、造林のための地ごしらえ又は害虫駆除であること。	「3 (2) 火入れを実施する森林に関する事項」が適正に記載されているか。	☐	
	③ 市町村の長は、森林経営計画を認定しようとする場合、当該計画に火入れに関する事項が記載され、かつ、当該火入れをする森林の周囲1kmの範囲に国有林野がある場合、あらかじめ、その国有林野を管轄する森林管理署長に協議し、その同意を得なければならない。	「3 (2) 火入れを実施する森林に関する事項」について、森林管理署長からの同意が得られているか。 (市町村事務)	☐	
	(6) ① 共同して行う森林の経営の長期の方針、共同して行う森林施業の種類及びその実施の方法その他森林の施業及び保護の共同化に関する事項	「4 森林経営の共同化に関する事項」が適正に記載されているか。 ((1)は必須事項、(2)は共同計画の場合、必須、(3)は必須事項) 周辺森林の森林所有者の申出に応じて森林の経営の委託を受ける旨が記載されているか。 かつ、そのことが確実であると認められるか。	☐ ☐	
	(7) 森林の経営の規模拡大の目標に関する事項			
	① 森林経営の規模の拡大の目標が記載されていること	「5 (1) 森林経営の規模拡大の目標」が適正に記載されているか。	☐	
	② 主伐、搬出間伐を行う場合の作業システムが記載されていること	「5 (2) 作業システム等」が適正に記載されているか。	☐	
	③ 計画対象範囲で、森林経営計画の同意を取得していない森林の取り扱いが記載されていること	「5 (3) その他森林の経営の規模拡大に関する事項」が適正に記載されているか。	☐	
	(8) 作業路網その他の施設の整備に関する事項			
	① 作業路網等の設置状況	「6 (1) 作業路網その他の施設の設置の状況」が適正に記載されているか。	☐	
	作業路網等の施設の維持管理 ・維持管理の方法及び利用に関する事項 ・施業及び保護の共同実施の実効性を担保するための措置	「6 (2) 維持管理の方法等」が適正に記載されているか。	☐	
	② 森林所有者又は森林の経営の委託を受けた者及び当該森林の土地の所有者の全員の合意の状況 ・森林作業道は、番号を付した上で起点、終点及び路線名を記載するとともに、当該番号及び線形を図示。			
	作業路網等の施設の設置に関する計画 ・設置方法及び利用に関する事項 ・施業及び保護の共同実施の実効性を担保するための措置	「6 (3) 作業路網その他の施設の設置に関する計画」 「6 (4) 作業路網その他施設の設置の方法等」	☐	
	③ 森林所有者又は森林の経営の委託を受けた者及び当該森林の土地の所有者の全員の合意の状況 ・森林作業道の起点、終点及び路線名(図示)			

確認項目		確認する内容	チェック欄	備考
3	森林経営計画 施業実施基準の適合状況確認表			
3-1-1	一体整備相当森林についての基準 地形その他の自然的条件及び林道の開設その他の林業生産基盤の整備の状況又は森林の経営の実施の状況からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められること。	造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができる範囲と認められるか。 (添付図面に示された計画対象森林の範囲を確認)	☐	
3-1-2	面積要件(一体整備相当森林)・・・林班計画 (1) 林班計画においては、計画対象森林の面積が林班又は隣接する複数林班(計画的な森林の施業及び保護を実施することが困難又は不適当な森林であるとして、市町村長が指定した森林を除く)の面積の1/2以上であること。 [以下の森林は除外可能] ① 湿地、その他立木の更新が著しく困難であると認められること ② 経営計画の期間内において、当該森林が立木の生育に供されなくなることが明らかであると認められること。 ③ 計画的な森林の施業及び保護を実施することが著しく困難又は不適当と認められること。	「適合状況確認表」の「1 面積適合基準」が適合になっているか。	☐	
	(2) 天然林も含め当該森林経営計画の対象とする林班又は隣接する複数林班において認定申請者が所有し、又は森林所有者から経営を受託した森林全てを計画対象森林とすること。	「対象森林の林班面積」が適正に記載されているか。 (森林経営計画書、森林経営委託契約書及び長野県森林GISを用いて確認)	☐	
3-1-3	面積要件(一体整備相当森林)・・・区域計画 (1) 区域計画について、計画対象森林の面積が、一体整備相当区域内に所在する森林(計画的な森林の施業及び保護を実施することが困難又は不適当な森林であるとして、市町村長が指定した森林を除く)の面積が30ha以上であること。	市町村森林整備計画書で、一体整備相当区域が定められているか。 計画対象森林がその区域内に所在しているか。	☐	
	(2) 天然林も含め当該森林経営計画の対象とする一体整備相当区域内において認定申請者が所有し、又は森林所有者から経営を受託した森林全てを計画対象森林とすること。	「適合状況確認表」の「1 面積適合基準」が適合になっているか。	☐	
		所有・受託森林の全てが計画されているか。 (森林経営計画書、森林経営委託契約書及び長野県森林GISを用いて確認)	☐	
3-1-4	面積要件(一体整備相当森林)・・・属人計画 属人計画について、計画的な森林の施業及び保護が困難な森林等を除いた認定請求者の所有森林が100ha以上あること。 また、単独で自ら所有又は森林の経営を受託した森林全てを計画対象森林とすること。	所有森林の全てが計画されているか、所有森林が100ha以上あるか。 (長野県森林GISを用いて、認定請求者名で検索を行い確認)	☐	
3-2	植栽計画の適合 (1) 人工林について、主伐終了日の翌々年度までに所定の本数を植栽 (2) 天然林について、主伐終了日の翌年度から5年経過した時点で、更新の本数が所定の立木の本数を下回る場合は、その後2年以内に所定の本数を超えるよう造林することとされていること。	「2 植栽計画の適合(適正な植栽)」が適合になっているか。	☐	
3-3	間伐計画の適合(適正な間伐) (1) 「間伐計画面積」が、「間伐実施面積の下限値」を上回っていること。	「3 間伐計画の適合」の中で「(1)複層または択伐複層以外」が適合になっているか。	☐	
	(2) 複層林施業森林のうち単層林であるものについて、当該森林経営計画の始期における当該森林の立木の材積が、 $Ry0.85$ を超える場合、 0.75 以下となるように間伐を実施すること。	「3 間伐計画の適合」の中で「(2)複層または択伐複層」が適合になっているか。	☐	
	(3) 間伐を計画している森林が、計画的間伐対象森林内の森林であり、かつ材積間伐率が35%以下であること。	「3 間伐計画の適合」の中で「(3)間伐材積の上限 35%以内」が適合になっているか。	☐	

確認項目		確認する内容	チェック欄	備考
3-4	主伐計画の適合(適正な伐採立木材積)			
	(1) 市町村森林整備計画で定められているぼう芽更新可能な樹種が生育している森林以外の天然林である場合、主伐として伐採する立木の伐採率が70%以下であること。	「4 主伐計画の適合」の中で「主伐量の整合(植栽・萌芽更新以外の主伐量)」が適合になっているか。	☐	
	(2) 計画的伐採対象森林につき、計画期間内に主伐する立木材積が所定の材積以下。	「4 主伐計画の適合」の中で「主伐量(複層以外)」が適合になっているか。	☐	
	(3) 択伐複層林施業森林について、伐採方法が「択伐」、かつ択伐率が30%以下(人工植栽する場合については、40%以下)であること。	「4 主伐計画の適合」の中で「択伐複層林施業森林(その1)」が適合になっているか。	☐	
	(4) 択伐複層林施業森林について、伐採材積が、標準伐期齢時点の立木材積の70%以下であること。	「4 主伐計画の適合」の中で「択伐複層林施業森林(その2)」が適合になっているか。	☐	
	(5) 択伐複層林施業森林以外の複層林施業森林(ただし、人工林又は市町村森林整備計画で定められたぼう芽更新可能な樹種が生育している森林に限る)につき、立木の伐採率が70%以下であること。	「4 主伐計画の適合」の中で「択伐複層林施業以外の複層林施業森林(その1)」が適合になっているか。	☐	
	(6) 択伐複層林施業森林以外の複層林施業森林について、伐採材積が、標準伐期齢時点の立木材積の50%以下であること。	「4 主伐計画の適合」の中で「択伐複層林施業以外の複層林施業森林(その2)」が適合になっているか。	☐	
	(7) 特定広葉樹施業森林における特定広葉樹の伐採については、伐採材積が、標準伐期齢時点の立木材積以下であること。	特定広葉樹の伐採計画がある場合は、計算の上、確認すること。	☐	
	(8) 複層林施業森林の上層木のうち人工植栽に係るものについては、標準伐期齢以上かつRy0.75を超える場合、Ry0.65となる材積×1.1倍に相当する材積以下とすること。	複層林施業森林の上層木のうち人工植栽に係るもので、標準伐期齢以上かつRy0.75を超えるものがある場合は、計算の上、必要量の伐採計画があるか確認すること。	☐	
3-5	伐採林齢の適合 (1) ・公益的森林区域外の場合、標準伐期齢未満で、主伐の計画がないこと ・水源涵養の区域の場合、「標準伐期齢+10年を加えた林齢」未満で主伐の計画がないこと ・長伐期施業の場合、標準伐期齢のおおむね2倍の林齢未満で、主伐の計画がないこと	「5 伐採林齢の適合」が適合になっているか。	☐	
3-6	連続する伐採面積の適合 (1) 計画対象森林につき、皆伐について1箇所当たりの伐採面積が20ha以下であること。	「6 連続する伐採面積の適合」が正しく入力されているか。 (添付図面により、1箇所当たりの伐採面積が20ha以下であることを確認)	☐	
3-7	市町村森林整備計画への適合 (1) 「伐採(主伐)、造林、間伐・保育の標準的な方法」に適合していること。	伐採、造林等の計画が、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢、植栽樹種及び本数に即して適正か。	☐	
	(2) 「公益的機能別施業森林における施業の方法」に適合していること。	計画項目「1長期の方針」の記載が、市町村森林整備計画に即して適正か。	☐	
	(3) 「森林施業の共同化の促進に関する事項」に適合していること。	共同化に関する事項が、市町村森林整備計画に即して適正か。	☐	
	(4) 「作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備」に関する事項に従っていること。	作業路網の計画が、市町村森林整備計画で示している「路網密度の水準」に合っているか。	☐	
	(5) 計画的間伐対象森林内のうち、要間伐森林が、通知に係る間伐の方法及び時期に従った間伐が計画されていること。	要間伐森林がある場合、計画書の項目「2(2)」が記載されているか。	☐	
	(6) 「森林の保護に関する事項」に適合していること。	鳥獣害防止森林区域内の森林であって、植栽木の保護措置、対象鳥獣の捕獲等、その他、被害に対する防除効果が認められる手法により、鳥獣害を防止する方法が適正に記載されているか。	☐	
	(7) 市町村森林整備計画の内容に適合していること。	(1)から(6)の結果、「7 市町村森林整備計画との適合」が適合になっているか。	☐	
4	作業路網の整備の状況その他の事情に照らして、当該認定の請求をした者により当該森林経営計画に従った森林の施業及び保護が適正かつ確実に実施されると認められること。	実効性が高い森林経営計画と認められるか。	☐	